**大阪府子どもを性犯罪から守る条例及び同条例施行規則の一部改正（案）の概要**

**１．改正の趣旨**

　大阪府では、「子どもの安全を最優先に、次代の社会を担う子どもを性犯罪から守る」という視点に立ち、子どもが性犯罪の被害に遭わない、その加害者を生み出さない社会の実現を目指すために、子どもを性犯罪から守る条例を制定し、平成24年10月1日に施行しました。

本条例では、子どもに不安を与える行為や子どもを威迫する行為を禁止するとともに、18歳未満の子どもに対し、強制わいせつ等の性犯罪を犯し、刑期満了の日から５年を経過しない者が、大阪府に住所を定める場合、１４日以内に住所等の届出義務を課し、内容の確認が得られた者に対して、社会復帰に関する相談その他必要な支援を行っているところです。

　このたび、国において刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和５年法律第66号。令和５年６月23日公布、同年７月13日施行。）により刑法（明治40年法律第45号。以下、「法」という。）が改正され、現行の強制・準強制わいせつ罪、強制・準強制性交罪をそれぞれ統合し、不同意わいせつ罪（法第176条）・不同意性交等罪（法第177条）に名称変更され、また、16歳未満の者に対する面会要求等の罪（以下、「面会要求等の罪」という。）（法第182条）が新たに創設されました。

併せて、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和５年法律第67号。令和５年６月23日公布、同年７月13日施行。）（以下、「性的姿態撮影等処罰法」という。）が施行され、「性的姿態等撮影罪など」（以下、「撮影罪」という。)が新たに創設されました。

　本条例においても、改正された法に伴い条例第２条第２号の定義（性犯罪）の規定整備を行うとともに、近年における性犯罪をめぐる状況に鑑み、この種の犯罪に適切に対処できるようにするために新設された面会要求等の罪（法第182条）及び撮影罪について所要の改正を行うものです。

**２．　大阪府子どもを性犯罪から守る条例改正の内容**

○条例第２条第２号の性犯罪の規定について

法第178条の削除（準強制わいせつ及び準強制性交等）に伴う規定整備を行うとともに、面会要求等の罪のうち16歳未満の者に対する面会罪（以下、「面会罪」という。）（法第182条第２項）及び撮影罪のうち性的姿態等撮影罪（性的姿態撮影等処罰法第２条第１項第２号から第４号及び同条第２項（未遂）（同条第１項の罪を除く））（以下、「性的姿態等撮影罪」という。）を追加する。

**３．　大阪府子どもを性犯罪から守る条例施行規則改正の内容**

○住所等の届出

　　施行規則第３条第1項で規定する住所等届出書（様式第１号）の添付書類である同条第２項で定める同意書について、知事が刑事施設の長に対し、届出をする者の当該刑事施設に収容された事実及び刑期の満了の日を証する書面の発行の依頼に係る罪（条例第２条第２号イからハまで）に、面会罪及び性的姿態等撮影罪を追加する。